

薬剤交付支援事業の概要

○本来、患者に薬剤の配送等を行う場合の配送料については、療養の給付と直接関係のないサービスとして患者から徴収できるものであり、今般の予算は、新型コロナウイルス感染防止のため、電話や情報通信機器による診療及び服薬指導を時限的・特例的に可能とし、その認知が広まるまでの間、一時的に、患者の負担を支援することを想定して設けられていること。

○したがって、本予算ができるだけ偏りなく、必要な患者に対して支援できるよう、実施要綱に沿った形で、支援金額の設定や、配送は薬局の従事者が届ける方法を基本とすること

○令和2年度補正予算の成立日(4月30日以降)以降に実施されたものが対象となり、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了すること

○処方箋備考欄に「0410 対応」「CoV 自宅」「CoV 宿泊」と記載されても

- ・薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費

- ・患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料

が対象となること。

○請求に係る手続

- ・薬剤の配送等を行った薬局においては、月ごとの配送等に要した費用等について、翌月15日までに事業実施者に実施状況の一覧(様式あり)を提出すること

- ・当該薬局においては、申請に当たって、申請の根拠となる資料を保存しておくこと

(根拠となる資料の例)

- ・処方箋の写し(備考欄に0410 対応、CoV 自宅、CoV 宿泊等が記載されているもの)

- ・配送料の金額がわかるもの(伝票控え、配送業者からの請求書等)

○請求にあたっての留意点

- ・「0410 対応」と記載された処方箋であっても、患者が来局した場合には0410 対応として扱わない

- ・一部負担金の授受に伴う手数料(振込手数料、代引き手数料等)については、支援の対象外(患者の自己負担)。

- ・本事業の支援対象となる配送業者は、いわゆる宅配便を想定しており、宅配便より高価な運送サービスによる受取を希望する場合には支援の対象外(患者の自己負担)とする